

留学および休学から復学した学生の卒業論文登録について（生涯教育学専修）

「卒業論文」については通年科目として開講されているため、4年の秋に留学から復学した学生については、学期途中の卒業論文登録ができません。このため、必然的に卒業必要年数が5年間となり、通常は5年間での卒業を計画していただくことになります。このような場合であっても、以下記載の要件を満たす学生については学期途中から卒業論文の登録を認めることとします。

1. 対応方法

要件を満たす学生に対し、「卒業論文（春学期）」もしくは「卒業論文（秋学期）」の科目登録を許可します。単位数は、通年の場合（8単位）と変わりません。

2. 登録対象学生

以下の要件をすべて満たす者（旧カリキュラム学生を含む）

- （1）生涯教育学専修の学生であること
- （2）留学・休学から復学し、卒業論文を半期で登録することにより、卒業の見込みがつく学生
- （3）専修が許可した学生（所定用紙に専修主任印が押されたものを事務所に提出してください。）

3. 【2の要件を満たす場合】想定される例※あくまで一例となりますので、不明な点がある場合にはお問い合わせください。

◆3年次の秋学期から1年間留学をする者【単位認定を活用して4年間で卒業する例】

留学先で修得した単位を、3年演習（秋）、4年演習（春）として単位認定（※）を受けることができれば、復学時に4年演習（秋）と卒業論文を履修することで卒業可となります。

※演習の単位として認定される科目は、時間数・内容共に演習科目相当であると学科で承認を受ける必要があります。

◆延長生の内、秋学期に休学から復学する者【卒業までの残り単位数が少ない休学者の例】

復学時に4年演習（秋）と卒業論文を履修することで卒業可となります。

4. 9月卒業を希望する場合

9月卒業を希望する場合、通常は「休・留学の期間を除いて、申請年度の前年度に卒業論文を履修し不合格成績が付与されていること」が申請資格に含まれています。この点についても、専修が認めた場合には、申請年度の前年度に卒業論文の登録が無くても、半期（春学期）での卒業論文履修を認めます。所定用紙に学科主任印が押されたものを事務所に提出してください。

【想定される例】※あくまで一例となりますので、不明な点がある場合にはお問い合わせください。

◆4年次の春学期から半年間留学する者【5年目に9月卒業する例】

3年次春学期に3年演習（春）を履修。3年次秋学期に3年演習（秋）を履修。4年次の秋学期に4年演習（秋）を履修。5年次の春学期に4年演習（春）および卒業論文を履修することで5年目の9月に卒業可となります。

以上

早稲田大学教育学部事務所

お問い合わせフォーム：<https://www.waseda.jp/fedu/edu/contact/>